

What's New?

(財)東京市町村自治調査会は、東京都全市町村の総意によって設立され、多摩・島しょ地域における広域的課題や共通課題の調査研究、情報提供、多摩地域の広域的市民ネットワーク活動に対する支援などを行っています。

No.280

かゆいところに手が届く!多摩・島しょ自治体お役立ち情報

第4回 東日本大震災における多摩・島しょ地域自治体の対応と課題 —災害時の相互応援協定と被災地派遣職員の経験活用—

調査部研究員 山岸 恵美

はじめに

3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に大きな被害をもたらし、現在でも復旧・復興に向けた作業が進められています。多摩・島しょ地域でも、震災発生時から現在に至るまで、計画停電への対応や福島原発事故に伴う放射能汚染への対応、早期の被災地支援などを実施してきました。

多摩・島しょ地域の市町村では、震災発生以前から大地震の発生に備え、地域防災計画⁽¹⁾など防災関係計画の整備や他自治体との相互応援協定の締結などを進めてきました。東日本大震災の被害状況、復旧状況、被災地支援の経験などを踏まえた今後の防災対策の強化は、どの市町村にとっても重要な課題となっています。

そこで今回、「東日本大震災 多摩・島しょ地域自治体の対応と課題」に関する調査を実施し、平成23年9月1日現在の各市町村における防災関係計画などの策定や災害時応援協定の締結状況、被災地へ派遣した職員の経験をどのように活用するかを明らかにしました⁽²⁾。

1. 防災関係計画などの策定状況 —震災発生前後の比較—

表1(次頁)は、各市町村の防災関係の計画・マニュアルの策定状況を東日本大震災の発生前後で比較したものです。すべての項目で震災前後での状況に変化が見られますが、ここでは特に大きな変化のあった「BCP(事業継続計画)⁽³⁾」と「自らが被災地となった時、他市町村から職員の派遣を受ける場合の行動マニュアル」について取り上げます。



▲津波により崩壊した岩手県大槌町役場
(写真提供:東京都市長会)

■BCP(事業継続計画)策定への意識が高まる

今回の震災で被災地の自治体では、津波による庁舎の崩壊や職員の死傷、情報システムの破壊、ライフラインの制限などにより行政機能が一時停止する事態となり、行政機能そのものの回復に時間がかかりました。

BCPは、そのような厳しい条件のなかで、市町村が実施する震災対応業務や重要な住民サービスを継続して実施するための対応方針や手段をあらかじめ定めた計画です。

市町村におけるBCP策定の必要性は、震災前から知られていましたが、多摩・島しょ地域で震災前にBCPを策定していた市町村は4団体のみでした。しかし、震災発生後には、震災前から策定に取り組んでいる1団体に加え、新たに27団体が策定の検討を始めました(うち1市は策定済み)。

今回の震災被害や震災時における行政の混乱した状態を目の当たりにしたことが、震災時における行政機能の継続と強化を改めて重要な課題としてとらえるきっかけとなり、多摩・島しょ地域の約70%もの市町村がBCP策定の検討を開始したものと考えられます。

■職員派遣を受けた場合のマニュアルへの意識が芽生える

「自らが被災した時の、他の市町村から職員の派遣を受ける場合の行動マニュアルを作成するか」という問いには、26団体が「作成する予定はない」と回答していますが、12団体が「新たに作成を検討中」と回答しています。

今回被災地で職員が支援活動に携わった経験をとおして、自らが受け入れ側になる場合を想定した体制整備の必要性を認識したことが、震災前はいずれの市町村も作成していなかったマニュアル作成の検討開始につながったと考えられます。

(表1)防災関係の計画とマニュアル 東日本大震災発生前後の状況

(数値は市町村数)

計画・マニュアル	震災前	震災後					
	策定・作成・実施済み	内容の見直しを実施済み	内容の見直しを検討中	新たに策定・作成・実施済み	新たに策定・作成・実施を検討中	策定・作成・実施の予定はない	その他(※)
地域防災計画	38	1	35	0	1	0	0
BCP(事業継続計画)	4	0	3	1	26	7	1
要援護者に対する避難支援計画	9	1	4	1	20	3	5
災害時職員行動マニュアル	25	3	18	0	10	4	0
被災時、他市町村から職員の派遣を受ける場合の行動マニュアル(派遣職員・市町村職員双方)	0	0	0	0	12	26	1
被災時、ボランティアを受け入れる場合の行動マニュアル(ボランティア・市町村職員双方)	3	0	1	0	15	20	2

(※)その他は、震災前から取り組んでいた場合や、広域的な協議が必要という場合及び関係団体で作成している場合を指します。

2.自治体間の災害時相互応援協定—新たな締結の検討と関係強化の再認識がみられる—

東日本大震災では、大規模かつ広範囲にわたる被害に対して全国の市町村がいち早く動き、被災地への支援を実施しました。これは、相互応援協定や姉妹都市・友好都市関係が“生きた”事例の一つであると考えられます。このような事例を受け、現在全国の市町村で災害時における広域的な自治体間の連携が改めて見直されています。



▲昭島市・岩泉町 災害時相互応援協定調印式
(写真提供:昭島市防災課)

■災害時における広域的な相互応援協定の締結状況

多摩・島しょ地域では、震災前から26の団体が東京都外の市町村との災害時の相互応援協定を締結しており、そのうち18団体は姉妹都市・友好都市としての協定も締結しています。

また、震災後には、被災地支援を実施したことをきっかけに、稲城市が6月に福島県相馬市と、昭島市が8月に岩手県岩泉町とそれぞれ災害時の相互応援協定を締結しました⁽⁴⁾。その結果、平成23年9月1日までに、三鷹市、日野市、国分寺市、武蔵村山市、稲城市、羽村市、あきる野市の7市が相互応援協定に基づき被災地支援を実施しました。

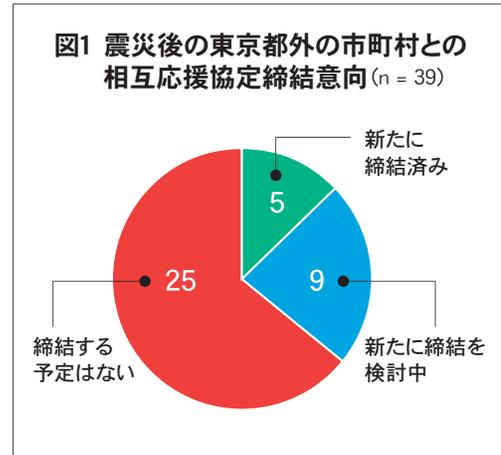
■震災後の協定提携意向の傾向

図1は、震災後、新たに多摩・島しょ地域の市町村が、東京都外の市町村と相互応援協定を締結する意向があるかを示したものです。

5団体が「新たに締結済み」、9団体が「新たに締結を検討中」と回答しています。すでに5団体が新たに締結を実施していることは、相互応援協定の重要性を考えた市町村が迅速に対応した結果であると考えられます。

さらに、「新たに締結済み」「新たに締結を検討中」と回答した14団体に、新たに国内で相互応援協定を締結する場合の希望地域を聞いたところ、10団体が「東京都内を除く関東・甲信越地方」と回答しました。その理由として、「同じ震災で同時に被災せず、短時間で支援可能な距離にある」、「東京都からそれほど離れていない」などが挙げられていました。新たに相互応援協定を締結する市町村を検討した場合、「同時に被災しない」、「ある程度近距離にある」、「早期の支援が可能なこと」が締結先のニーズであることがわかりました。

一方で、25団体は「新たに締結する予定はない」と回答しましたが、このうち9団体がその理由として「現在の締結自治体との関係性を強化することが重要である」と回答しています。このように、「新たに締結済み」「新たに締結を検討中」と回答した14団体と「現在の締結自治体との関係性を強化することが重要である」と回答した9団体を合わせた23団体(約60%)で、災害時の相互応援協定が重要視されていることがわかりました。



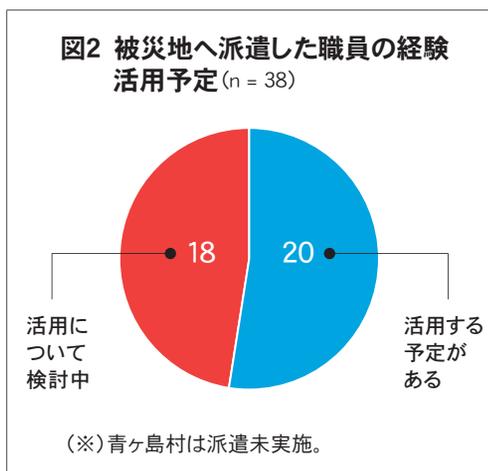
3. 被災地へ派遣した職員の経験活用 —さまざまな機会・媒体での取り組みを実施—

災害時に自治体間での支援を実施する場合、その主体となるのは各市町村の職員です。今回の震災では、派遣された市町村の職員が、避難所の運営、廃棄物の処理、証明書の発行など、被災市町村の職員と役割分担をしながら幅広い応援業務を実施してきました。

多摩・島しょ地域からは、相互応援協定による職員派遣だけでなく、東京都市長会・町村会が中心となり各市町村連携のもと職員を被災地へ派遣しました⁽⁵⁾。双方を合わせると、青ヶ島村を除く38の市町村から、平成23年9月1日現在で合計1,017人(実数)が被災地へ派遣されました⁽⁶⁾。そこで次に、派遣職員が被災地の現場で経験し、学んだことや感じたことを生かすために、それぞれの市町村でどのような活用を予定・検討しているかを整理しました。



▲宮城県栗原市の避難所に支援物資を搬入するあきる野市職員
(写真提供:あきる野市地域防災課)



■活用方法

図2は、職員が被災地で得た経験や知識を、派遣市町村が防災関係の計画策定や事業実施時に活用する予定があるかを示したものです。

20団体が「活用する予定がある」、18団体が「活用について検討中」と回答しています。このことから、派遣を実施したすべての市町村では、職員の経験活用について何らかの予定・検討していることがわかります。

続いて図3(次頁)は、この38の市町村が、どのような方法での活用を予定しているかを示したものです。

活用方法で一番多いものは、「計画やマニュアルの策定・見直し」(28団体)となり、次いで「職員の防災意識向上のための取り組み」(24団体)となっています。「報告資料を作成し、防災担当で把握する」(14団体)も含めると行政内部での活用に比重を置いていることがわかります。

一方で、15団体が「住民の防災意識向上のための取り組み」にも活用すると回答していることから、一部の市町村では行政内部にとどまらず、広くその経験を住民の防災意識向上のための取り組みに反映させようとしていることがわかります。

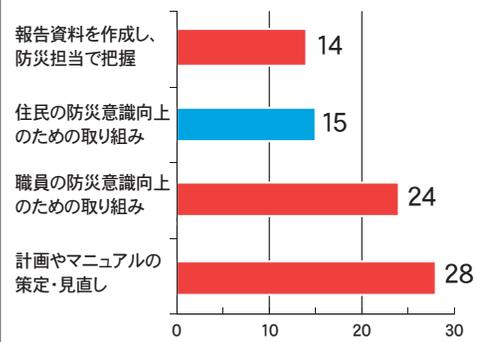
■防災意識向上のための取組状況

職員の防災意識向上のための取り組みについては、「職員向けの庁内報で経験談を発表」(13団体)、「職員向け報告会・講演会の開催」(10団体)、「庁内のイントラネットで経験談を発表」(5団体)などがありました。

また、住民の防災意識向上のための取り組みについては、「市民向け報告会・講演会を実施」(9団体)、「市民向け広報誌・情報誌で経験談を公表」(7団体)などがありました。そのほか、「防災訓練会場でのチラシの配布や震災写真のパネルを展示、被災地職員派遣の写真展の開催」など、独自の取り組みを実施している団体もありました。

職員向け・住民向けいずれにおいても、さまざまな媒体や機会を活用した取り組みがすでに実施または検討されていることがわかりました。

図3 被災地へ派遣した職員の経験活用方法(複数回答)



▲瑞穂町の防災訓練で展示された東日本大震災のパネルを見る住民
(写真提供: 瑞穂町秘書広報課)

おわりに

東日本大震災では、多摩・島しょ地域から多くの職員が派遣され、復旧・復興活動の一端を担ってきました。被災地に派遣された職員が現場で経験し、体感したことは、市町村の防災行政において重要な資産になると考えます。また、相互応援協定の締結自治体は、震災時に相互に協力・支援ができる大切なパートナーです。

震災で得たこのような資産を、防災関係の計画などの拡充や職員・住民の防災意識向上、協定締結先との信頼関係の構築、派遣・受入体制の整備などに幅広く活用することで、各市町村のさらなる防災力強化につながることを期待できます。

今回の調査が、今後の防災関係施策を検討する際の資料として、多摩・島しょ地域の市町村の参考となれば幸いです。

今回の連載は、「窓口におけるちょっとした疑問に関する調査」です。

- (1) 地域防災計画とは、災害対策基本法の規定に基づき、市町村における震災や風水害などに対する予防対策および応急・復旧対策などについて定めた計画で、市町村ならびに住民の生命、身体および財産を保護することを目的としています。
- (2) 多摩・島しょ地域39市町村を対象に、平成23年9月1日を基準日として、(1)防災関係施策などの策定状況、(2)災害時相互応援協定の締結状況、(3)相互応援協定の締結市町村数、(4)相互応援協定に基づく職員派遣のための要領・マニュアル策定状況、(5)相互応援協定に基づく東日本大震災被災地への職員派遣状況、(6)職員派遣時の協定・マニュアルの機能状況、(7)被災地派遣職員数、(8)職員の被災地での経験の活用予定、(9)防災意識向上のための取り組み、(10)災害対策本部の設置状況の10項目についてアンケート調査を実施しました。
- (3) BCP(事業継続計画)とは、災害時において自治体自身も被災することを前提に、限られた人員やライフラインの中で優先すべき行政機能を確保するために、あらかじめその対応方針や手段を定めたものです。
- (4) 稲城市と相馬市は、両市が道路整備促進期成同盟会全国協議会に加盟しています。また、昭島市と岩泉町は、平成5年に開催されたTAMARA(21・昭島の日の「名水サミット」)をきっかけに交流を継続していました。
- (5) 職員の被災地への派遣とは、物資の運搬だけでなく、現地で自治体応援職員として業務に従事する派遣を指します。
- (6) 派遣職員数の内訳は、男性962人、女性55人。職員数は実数で、東京都市長会・町村会のとりまとめによる被災地派遣を含みます。

TAMA市民塾

塾生募集案内

平成24年
3月開講

【TAMA市民塾】は、公募による講師と市民の発想・企画・運営による新しい生涯学習(楽習)のステージです。

平成24年3月期から、新たに5か月コース(10回)の5講座を開講します。

今回もユニークで楽しい講座を用意していますので、市民の皆様にご案内ください。

開講期間：【5か月コース】平成24年3月～平成24年7月

会場：多摩交流センター

(京王線府中駅北口徒歩3分
府中駅北第2庁舎6階)他

主催：TAMA市民塾

共催：(財)東京市町村自治調査会 多摩交流センター

No.	講座名・講師名	講座内容	回数・曜日 時間・定員
1	お話玉手箱 永瀬 嘉平	生まれて71年、デザイン・編集・新聞記者などを体験。あらゆるものに興味を持ってきた結果、色々なものが見え、実感するところが多々ありました。この講座では玉手箱を開けるように、出会った人々(白洲正子・岡本太郎など多くの方々)とのエピソードを含め巨樹伝説など、おもわぬものに結実すると思います。どうぞ期待。	5ヶ月コース 毎月2回・全10回 第1・3水曜日 (第1回は3/7) 10:00～12:00 (30名)
2	生活の質を高め 災害に強い リフォーム方法 村川 國忠	リフォームの失敗話を良く聞きますが、どうしてそうなるのか。業者が悪いのか、それとも客が無知なのか。失敗しない業者の選び方、工事途中のチェックのポイントなど実際の現場の目で解説。費用をかけない、災害に強い省エネリフォームの方法とこれからの住み方の変化についてわかりやすく説明。現地見学(3回)を通し最新設備も学びます。(交通費 各自負担)	5ヶ月コース 毎月2回・全10回 第2・4水曜日 (第1回は3/14) 10:00～12:00 (30名)
3	立体を無限造形 素子で組む： パズラート入門 横田 至明	どんな3角形も組素子に設計することができる。この素子をパズルのように組んで各種の立体を作る講座です。まず3種類(60°、70°、90°型)の素子を使い造形実習を行います。型毎に2回ずつ計6回。慣れたところで折り紙を素子に折り、組んで立体を作る講座に移行。最終回は9回の実習で各々気に入った立体を作って展示発表会。(特殊素子代900円)	5ヶ月コース 毎月2回・全10回 第1・3木曜日 (第1回は3/1) 10:00～12:00 (20名)
4	能楽 鑑賞セミナー・ 能学塾 青木 健一	能は退屈なもの・・・ではないんです、本当は。ポイントを押さえて観劇すれば、現代人へのメッセージが見えてくるのが古典芸能・能です。この講座では毎回異なる演目を取り上げ見どころを解説し、過去の上演映像を見ながら能の醍醐味を徹底解剖します。初心者から能楽愛好家まで必見の講座です。どうぞお気軽にご参加ください。	5ヶ月コース 毎月2回・全10回 第1・3金曜日 (第1回は3/2) 19:00～21:00 (30名)
5	色と旅して、発見! 人生を彩る 7つのヒント 中間 たかえ	～米大統領が戦略として使う色・クレオパトラが愛した色・お肌ツツツ若返りの色・ヒット商品の裏側に迫る!売れる色～ 色には全て「意味」があり、私たちの心理を操作する不思議な力があります。色の効果を利用して、成功した有名人のエピソードを交えながら、「人生を彩り豊かに楽しむヒント」を学びましょう。(色見本代300円)	5ヶ月コース 毎月2回・全10回 第2・4金曜日 (第1回は3/9) 10:00～12:00 (20名)

T A M A 市 民 塾 塾 生 募 集 申 込 案 内

●申込資格

多摩地域30市町村に在住・在勤・在学の方です。
(開講時に本人確認のため身分証明書をご提示頂くこと
もあります。)

●申込方法

通常はがき下記事項を記入してお申し込みください。

- ①講座No. ②講座名 ③氏名(ふりがな)
④〒・住所 ⑤電話番号 ⑥年齢・性別

・はがき1枚に1講座名を記入

(2講座以上の記入は全て無効)

・1人で2講座までです

(3講座以上の申し込みは全て無効)

●申込期限

平成23年12月31日(土)<当日消印有効>

- ・応募者が定員を超えた場合は抽選になります。
- ・抽選結果は、平成24年1月14日(土)に**当選者のみ封書**
で発送致します。
- ・募集締切後、定員に満たない場合は、追加募集を行います。
詳しくは多摩交流センターのホームページと多摩交流
センター内の掲示板でお知らせします。

●受講料

全10回の講座 5,000円

(教材費が別途必要な講座もあります。)

- ・期日までに受講料をお振り込みください。
- ・振込方法については抽選結果の中でお知らせします。

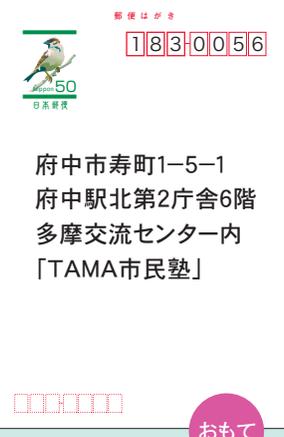
振込期限 平成24年1月31日(火)

振り込まれた受講料は理由を問わず返金しません。

(※また、振込期限を過ぎた場合は無効扱いになります。)

●申込先及び記入例

はがき記入例

	<p>1 講座No. 2 講座名 3 氏名(ふりがな) 4 〒・住所 5 電話番号 6 年齢・性別</p>
おもて	うら

●その他

- ・応募者が15名以下の場合、開講しないことがあります。
- ・講座のカリキュラムや参考資料(作品写真)等は多摩交流
センターで見ることができます。
- ・保育施設はありません。
- ・駐車場はありませんので車でのご来所はご遠慮ください。
- ・ご応募いただく個人情報、当該講座に関するものみに
使用します。

●問合せ

TEL 042-335-0111(月～金 午前9時～午後5時)

Eメールアドレス tama_shimin_juku@true.ocn.ne.jp

市長会から

平成23年10月25日(火)に、市長会議が開催されました。主な内容については、下記のとおりです。

○東京都等からの連絡事項について

東京都の市町村に向けた平成23年度施策の見直しについて、東京都福祉保健局から説明がありました。福祉施策の2つの補助事業を見直し、地域の実情に応じた事業の実施を可能とするため「地域福祉推進区市町村包括補助事業」に統合する提案がありました。この件については、厚生部会において検討することを決定しました。

また、警視庁からは、平成23年10月1日より施行された「東京都暴力団排除条例」について説明がありました。

○東京都の予算編成にかかる重点要望について

東京都の平成24年度予算編成に対する要望を東京都知事に提出することを決定しました。

予算編成に対する要望は、今年の7月に既に提出していますが、そのうちの重点事項52項目について時点修正等を行っています。

※要望は、11月11日開催の都市町村協議会の場で東京都知事に提出しました。

○「子どもに対する手当に関する申し入れ」について

10月4日に開催した東京都市区長会役員会において決定した「子どもに対する手当に関する申し入れ」について、関係大臣に対して申し入れ書を提出することを報告しました。

財団法人東京市町村自治調査会 理事会・評議員会報告

平成23年10月25日(火)に、平成23年第4回理事会及び第3回評議員会を東京自治会館で開催しました。その主な内容を紹介します。

1. 公益財団法人への移行に関する議案

(1) 公益財団法人への移行認定申請

平成24年4月1日の公益財団法人への移行登記に向けて、移行認定申請を行っていくことが決定されました。

本財団においては公益財団法人への移行要件はすべて満たしており、申請資料等については今後、行政庁である東京都と調整していきます。

(2) 移行後における定款の決定

移行後における本財団の基本事項を定める定款が決定されました。

内容については、本財団の目的や財産等の基本的事項について、現在の寄附行為と大きな変更はありませんが、体制などに変更があります。

その主な変更点は次のとおりです。

主な変更点

① 理事会・評議員会の役割変更

新法人法の規定に合わせ、評議員会を議決機関に、理事会を執行機関に、その位置づけを変更しました。

- ・理事会 現在：議決機関 → 執行機関
- ・評議員会 現在：助言機関 → 議決機関

② 評議員数の変更

これまで認められていた委任状による理事会及び評議員会での表決が認められなくなり、必ず出席しなければならなくなります。

そこで、役員以外のすべての市町村長で構成していた人員体制の見直しを行い、評議員の定数を変更しました。

- ・現在：20名以上30名以内 → 変更後：3名以上13名以内
- ※役員数(理事10名、監事2名)に、変更はありません。

③ 情報公開の推進

公正で開かれた活動を推進するため、情報公開に関する条項を定款に加えました。

(3) 移行後における役員報酬規則の改正

公益法人移行に伴い役員報酬等の明確化が求められることから、報酬基準の決定を評議員会で、額の決定を理事会で行うなどの規則改正が決定されました。

2. 移行後の体制

本財団の公益財団法人移行後における最初の評議員12名が、8月29日に開催された評議員選定委員会で決定されたことの報告がありました。

移行後の理事は、現在の理事が新法上の理事とみなされますが、代表理事及び執行理事については、改めて選任し直す必要があることから、今理事会・評議員会で新定款の制定と合わせて次のとおり選任しました。

- ・移行後の最初の理 事 長 …… 北川穰一氏(昭島市長)
- ・ 同 副理事長 …… 坂本義次氏(檜原村長)
- ・ 同 常務理事 …… 石井恒利氏

とっておき特産物

第7回 青梅市



甘柿「東京紅」

一般に甘柿と言えば、次郎柿や富有柿が主流ですが、東京都農林総合研究センターで開発された品種「東京紅(べに)」は、富有と晩御所を掛け合わせた興津2号という品種に、花御所という品種を更に掛け合わせたものです。

特徴は、名前のとおり赤い果皮と18度以上の糖度にあり、濃厚でありながらしっとりとした上品な甘さは、東京を代表する新しい柿の名前にふさわしい味と言えます。

青梅市は、昭和26年に、当時の旧青梅町、霞村、調布村が合併して市制発足、その後吉野、三田、小曾木、成木の4村も合併して今年で市制発足60周年を迎えました。

合併当時より、旧調布村(現在の長淵地区)では柿の生産が盛んで、現在も調布柿生産組合の手で生産が続けられています。

東京紅については、平成16年~17年に、継木により生産が始まり、近年ようやく出荷出来るようになりました。

今年の夏列島を襲った台風15号の影響で、柿の枝が何本も折れる被害がありましたが、残った枝に、今年も赤く甘い実が生まれました。

青梅市と言えば柚子や梅の生産が有名ですが、この東京紅も隠れた特産品から代表的な特産品になるかもしれません。



(記事、写真提供:青梅市環境経済部農林課
☎ 0428-22-1111 代表)

発行 (財)東京市町村自治調査会
責任者 桑原正志
〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1
東京自治会館4F
TEL 042(382)7722・0068
ホームページ <http://www.tama-100.or.jp/>